

「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金に係るQ & A

令和4年12月26日
鳥取県食のみやこ推進課

Q この制度ではどのような事業が補助対象になりますか？

[A] 国内外から県内への誘客促進のため、専門人材を活用して、「食のみやこ鳥取県」のバージョンアップする定着・継続性のある取組を支援するためのもので、画一的に事業内容を規定しているものではありません。

[例]

- ・飲食店へ誘客を行うための新メニュー開発
- ・特定層（ハイエンド層等）への誘客に向けた店づくり
- ・地域へ誘客を行うための名物料理づくりや県内の伝統料理や食文化の発掘調査・情報発信 等
- ・地域、グループ等での県産品のブランド化に向けた新たな取組み、PR等
- ・ご当地グルメ大会、料理対決等の食に係る地域イベント開催（一過性のイベントではないこと）

Q 補助対象にならない事業はどのようなものですか？

[A]

[例]

- ・既に支援が行われていた既存事業の財源振替的なもので、本事業の実施により新たな展開が期待されないもの
- ・専門人材の活用がされていない事業
- ・県が事業主体（構成員）となっている事業、開催経費に県費が充当されているイベント等。
- ・国または県の他の補助金を受けている事業
- ・自治体から委託を受けた事業

Q 事業実施主体に制限はありますか？

[A]

- ・事業実施に伴う地域への波及効果を考え、飲食店、NPO、任意組織等のグループを想定しています。
- ・事業主体は団体、グループ、企業、飲食店事業者等幅広く考えており、特に制限はありません。事業目的に照らし、実施内容での判断となります。
- ・市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・林業団体等支援交付金の対象団体は対象外としますが、それらが構成員として含まれる実行委員会等を組織すれば事業対象と認められます。
- ・構成員に県外事業者等が含まれる場合、県外事業者は構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する必要があります。

Q 「専門人材」とはなんですか？

[A] 特定の分野に関して専門性を有し、新たな商品・サービスの開発、情報発信等や誘客に向けた取組を具現化できる・実績のある人材を想定しています。

[例]

- ・著名なシェフ・料理人や飲食業界に人脈・ネットワークを有する方
- ・実際にハイエンド層の誘客に成功している経営者
- ・食に関するイベントの開催実績・誘客実績のある方
- ・副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材

Q 専門人材を2人活用し、1メニュー開発した場合、1プロデュースになりますか？

[A] 違います。問の事例通りだと、1プロジェクトに2プロデュースになります。
1プロジェクトあたりに、複数の専門人材のプロデュースを受けるのには問題ありません。
しかし、1プロデュースあたりの謝金は上限20万円以内、全プロジェクト合計の謝金の上限は60万円になります。

Q プロデュースに基づく備品購入経費については、備品購入経費が合計で50万円未満ということでしょうか？

[A] 違います。備品一つにあたり、50万円未満のものが対象経費となります。
ただし、補助対象経費全体の1/2以下とします。